

パブリックコメント結果一覧

番号	分類	頁	意見	方針	旧	新
1	障害の表記		<p>障害、障がいの、ルールがあるならそれを明記した方が混乱をまねかないのではないか？</p> <p>基本的には、国の法令や公共団体条例や規則などにもとづく、制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については、そのままを使う方がいいのではないか？ 「障害」の表記について明確にした方が混乱がなくていいのではないかな？</p> <p>そもそも、「障がい」のある人という表記は、どんな考え方をもとにしているのか？ 障害者権利条約、障害者差別解消法でも、「障害の社会モデル」のとらえ方をしており「障がい」という表記の仕方が、合理的配慮をしたものとして使われているのか？</p> <p>障害の表記について 第6期兵庫県障害福祉実施計画の障害の表記 第7期兵庫県障害福祉実施計画の障害の表記 を参照してください</p>	追加記載		<p>(目次ページに追加)</p> <p>本計画における障がいの表記について 障がいの表記については、「障がい」のほか「障害」、「障碍」等、さまざまな見解が出されており、国でも議論がされてきましたが、現時点では意見の一致をみておらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。 播磨町では、議会などで議論された結果、人や人の状態を表す場合において固有名詞や法令等の用語を除いて「障がい」と表記しています。 本計画においては、播磨町の方針のとりの表記とします。 しかし、今後は「社会モデル」*の考え方を踏まえて「障がいのある方に害があるのではなく、障がいのある方が生活する上で未だ差別や偏見など、さまざまな障壁が残っているという社会側の問題」ととらえ、障がいのある方が社会で当たり前のように生活ができるような施策の充実や差別解消のための啓発を進めるとともに、「障がい」という表記についても播磨町障害者計画等と関連させながら検討を重ねていきます。</p> <p>*障害の社会モデル 障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであって、その障壁を取り除くのは、社会の責務であるとし、社会全体の問題としてとらえる考え方。平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において示された。「社会モデル」に対し、障害は個人の心身機能の障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル」という。 (第6期兵庫県障害福祉実施計画から一部引用)</p>
2	委員名簿所属の表記	72	自立支援協議会ではなく播磨町地域自立支援協議会	修正	自立支援協議会	播磨町地域自立支援協議会